

京都府いじめ調査概要

1 調査方法

- ・学校は全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- ・アンケートでは「あなたは、今年の○月○日から今日までの間、だれかから下の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事がありますか？」という質問になっています。「ある」と答えたものは全ていじめと認知しています。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

2 調査結果

(1)調査結果は次の3段階で集計する。

- ・1段階：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- ・2段階：1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。
- ・3段階
 - ①2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
 - ②2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

(2)各項目ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱うこととし、2段階で解消された件数が1段階の解消件数にも入っている。

(3)集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。